



対 = 対象 (特記ない場合、区内在住・在勤・在学者) 日 = 日時・日程 場 = 会場 日 = 当日直接会場へ 講 = 講師
費 = 費用 (特記ない場合、無料) ほ = ほかの情報 (「保育可」は生後5か月以上で首がすわっている子～未就学児が対象)
申 = 申込方法 (特記ない場合、発行日時時点で申込可) 問 = 問合せ先
区 = 区のホームページ (右記二次元コード) から申込可 (☎はスマートフォン不可) 区HPQ 0000 = 区のホームページ検索バーへの番号入力力でページを表示



区の手続きや施設・イベント案内は **せたがやコール** 午前8時～午後9時(年中無休) ☎03-5432-3333 FAX03-5432-3100

世田谷区出産・子育て応援ギフトを支給します NEW

1面のつづき

全ての妊婦・子育て家庭が、安心して出産や子育てができるよう、伴走型の相談支援を行うとともに、妊娠の届出をされた方や出産した方へ、出産・子育て応援ギフトを支給します。

出産応援ギフト

対 妊娠の届出 (母子健康手帳の交付申請) を行い、区のネウボラ面接 (妊娠期間面接) を受けた方
支給内容 / 5万円相当のギフトカード等* (妊婦1人あたり)

子育て応援ギフト

対 出生後、区の乳児期家庭訪問 (赤ちゃん訪問) を受けた方
支給内容 / 10万円相当のギフトカード等* (出生した子ども1人あたり)

*子育て関連用品等に使用できる都発行のギフトカード等を予定 (妊娠の届出・出産の時期により支給内容が異なります)。

備 対象の方には、区からご案内・申請書類をお送りします。世田谷区に転入された方で、区の健診や子育てサービスの説明を受けていない方は、総合支所健康づくり課へご相談ください。

担当 = 世田谷保健所健康推進課

問 世田谷区出産・子育て応援事務局 ☎03-6705-0258 (平日午前9時～午後6時 ※土・日曜、祝・休日を除く) 詳しくは、区HPQ 201957 をご覧ください ▶



*聴覚等に障害のある方を対象に、ファクシミリ (☎045-633-1718) でも受付をしています。

第1子から出産費助成の対象となります NEW



4月1日以降の出産について、出産費助成の対象が第1子からとなります。

対 出産日時時点で出産児の住所が区内にある方 ※妊娠85日以上 の流産・死産、死別等による申請の場合は、お問い合わせください。
助成額 / 出産児1人あたり5万円 **申請期限** / 出産日から1年以内 (災害等やむを得ない事由のある場合を除く)

問 子ども家庭課 ☎5432-2309 FAX5432-3081

詳しくは、区HPQ 203064 をご覧ください ▶



令和4年度 補正予算が成立しました

第1回区議会定例会において、令和4年度世田谷区一般会計第7次、国民健康保険事業会計第2次、後期高齢者医療会計第2次、介護保険事業会計第2次、学校給食費会計第3次補正予算が、可決・成立しました。今回は、新型コロナウイルス感染症対策や事業進捗等を踏まえた経費の増減への対応に加え、特別区税や特別区交付金等の歳入増を踏まえ、基金繰入金と特別区債を抑制するとともに、今後の行政需要に備えた基金への積立てを行うため、補正を行いました。**備**補正予算書及び補正予算概要は、区のホームページからご覧になれます。

●各会計予算額

△はマイナスを表します

区分	補正前予算額	今回補正額	補正後予算額
一般会計	3686億6779万円	278億6369万円	3965億3148万円
特別会計	国民健康保険事業会計	15億7983万円	848億9626万円
	後期高齢者医療会計	△ 5312万円	239億7347万円
	介護保険事業会計	△ 1億8055万円	727億6988万円
	学校給食費会計	1658万円	33億9356万円
合計	5523億3821万円	292億2644万円	5815億6464万円

*表の数値は、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、合計額等が一致しない場合があります。

問 財政課 ☎5432-2044 FAX5432-3011 区HPQ 197476

新たな計画等がスタートしました

①世田谷区個人情報保護条例 (改正)

個人情報保護法の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項や、区の個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるため、世田谷区個人情報保護条例の全部改正を行いました。

問 区政情報課
☎5432-2097 FAX5432-3007

②世田谷区地球温暖化対策地域推進計画

2050年までの区内の温室効果ガス排出量実質ゼロをめざし、地球温暖化対策をさらに推進するため、新たな目標や施策等を定めました。

問 環境計画課
☎6432-7131 FAX6432-7981

③世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン (第2次)

「世田谷区人と動物との調和のとれた共生に関する条例」に基づき、区の動物愛護管理施策の基本的な方針を示したプランです。これまでの理念を踏まえつつ、今般の社会情勢の変化に対応し、重点的に行うべき施策や目標を定めた9年間のプランに改定しました。

問 世田谷保健所生活保健課
☎5432-2908 FAX5432-3054

計画等の内容は、各担当課及び区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館、区のホームページでご覧になれます。

地域の絆を深め、広げるための活動を支援します

地域活性化に取り組む活動に対し、経費の一部を助成します。

対象団体 / 区内在住・在勤・在学の方5人以上で構成される団体

対象事業 / 次の①②両方に当てはまる事業 ①地域の活性化に向けて行う自主的・自立的で継続的な非営利の事業 ②他の団体との協力・連携を図る事業 (町会・自治会以外は町会・自治会との協力・連携が必要)

助成金額 / 1事業25万円まで

備 詳しくは、募集要領 (4月3日から総合支所地域振興課、まちづくりセンター、区のホームページにあり) をご覧ください。

申 4月3日～5月22日に、申請書類 (募集要領にあり) を主な活動地域にあるまちづくりセンターへ持参

問 世田谷総合支所地域調整課 ☎6413-0598 FAX6413-9769 区HPQ 202709